

令和6年度芽室高校との意見交換会実施要領（案）

1 目的

生徒との意見交換を通じて「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」とする。

2 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第3条第6号（議会と議員活動の原則）
- (2) 芽室町議会基本条例第2条第4項（基本理念）
- (3) 芽室町議会基本条例第8条第1項（町民参加及び町民との連携）

3 日程 令和6年12月19日（木）15時30分～16時30分

4 場所 芽室高校（会議室）

5 テーマ ①選択的夫婦別姓について／②LGBTQについて
（①の意見交換を優先し、時間に余裕があれば②に進む。）

6 参加者

- (1) 高校 16名（新聞局員、生徒会）
- (2) 議会 6名
（総務経済常任委員会2名／厚生文教常任委員会2名／議会運営委員会2名）

7 事業の留意事項

- ・ 1グループ8人＜生徒：5～6人、議員2人（司会1名・記録1名）＞
- ・ 参加議員は会議録をまとめる。議員全員で会議録を共有する。
- ・ 事業の目的達成のために、意見の取り扱いについて議員間討議を実施し、今後の議会広報の取組みに可能な限り反映させる。